

## 1 議 事 日 程

[令和7年太宰府市議会 建設経済常任委員会]

令和7年6月11日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第36号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第37号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について

日程第3 議案第30号 市道路線の認定について

## 2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	入江 寿 議員	副委員長	木村 彰人 議員
委員	門田 直樹 議員	委員	橋本 健 議員
〃	笠利 毅 議員		

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

都市整備部長 併公営企業担当	伊藤 健一	観光経済部長	竹崎 雄一郎
都市計画課長	古賀 千年志	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	草場 康文
建設課長	堀 修一朗	産業振興課長	満崎 哲也
上下水道課長	田中 潤一	国際・交流課長	淵上 幸治
上下水道施設課長	清武 伸寿		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野寄 正博	議事課長	花田 敏浩
書記	木村 幸代志		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 日程第1、議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中潤一） 議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書48ページ及び条例改正新旧対照表39ページをご覧ください。

今回の改正は、令和6年12月13日の建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、建設業法施行令の一部が改正されたことにより条ずれが生じたため、それを引用する太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明、終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、議案第36号について原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第37号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について**

○委員長（入江 寿委員） 日程第2、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」、ご説明申し上げます。

議案書50ページからです。

本条例は、小規模・中小企業の振興を図り、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした理念条例であり、基本理念、市の責務、小規模企業等の役割のほか、市の施策の基本となる事項を定めるものでございます。

51ページから55ページまでが太宰府市小規模・中小企業振興条例の条文となっております。

内容についてご説明いたします。

51ページをご覧ください。

初めに、前文ですが、条例の趣旨を皆さんに理解していただくために、本市の中小企業・小規模企業が歴史的、経済的に発展してきた背景、本市の小規模企業・中小企業に影響をもたらす経済情勢、小規模・中小企業の振興のための本市の方針を明記し、市の方針を具現化するために、この条例を制定するに至った経緯を説明しております。

第1条の目的ですが、小規模企業等の振興についての基本となる事項を定めることで、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上といった条例制定の目的を示しております。

第2条は、第1号から、52ページの第8号まで、用語の定義を定めています。

52ページ、第3条には、本条例の根幹となります基本理念を示しています。小規模企業等の振興のための基本的な考えとして、第1号に小規模企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること、第2号に地域資源等を活用して地場産業の育成を推進し、経済循環の促進に努めること、第3号に市や小規模企業等をはじめとするあらゆる関係機関や市民が相互に連携し協力いただくことが重要でありますので、ここで明記しております。

第4条には、市の責務を規定しています。第3条の基本理念に基づき、小規模企業等の振興に関する施策を総合的に推進し実施することをはじめ、53ページの第2項から第4項までは、小規模企業等の実態の把握、工事の発注等の機会の増大、第1項の施策の実施に要する財政上の措置に努めることを示しています。

53ページ、第5条の小規模企業等の役割は、第3条の基本理念に基づき、経済的、社会的環境の変化に対応して、自主的な経営基盤の強化、経営改善及び向上に努めることをはじめ、第2項から第4項まで、中小企業支援団体への加入、雇用の安定、人材育成、労働環境の整備、

地域活性化や防災及び災害復旧に資するよう努めることを規定しています。

第6条以降、54ページの第10条までは、中小企業支援団体、観光事業振興団体、金融機関、大企業、教育機関、それぞれの役割を規定しています。

54ページ、第11条の市民の理解及び協力には、小規模企業等が果たす役割及び地域社会との連携の重要性をご理解いただき、市が実施する施策へのご協力を努めていただくことを示しております。

第12条には、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の振興を推進するための市の基本的施策を、55ページの第1号から第5号まで規定しています。第1号に経営の安定及び持続的な発展、第2号の新規創業の促進、第3号の資金調達の円滑化、第4号に災害等緊急時の事業継続及び復興など、市が行うべき施策について示しております。

この条例を制定するに当たり実施いたしましたパブリック・コメントでは、3者15件のご意見をいただきました。

条例への反映につきましては、一つ目に前文の部分について提出されたご意見を踏まえ、市の最新の状況に合わせて全体を修正しております。二つ目に第5条の小規模企業等の役割について、過度の期待がかかっているのではとのご意見を踏まえ、表現を改めております。三つ目に、第5条及び第9条の小規模企業等や大企業の役割の中小企業支援団体への加入の部分について、より分かりやすい表現に改めております。

その他、パブリック・コメントには、条例制定後の施策に関するご要望もいただいておりますので、全て貴重なご意見として、今後の施策検討の参考にさせていただきたいと考えております。

今後は、本条例に基づき小規模企業等の振興のために実施してまいりました施策を検証しながら、新たな施策の検討など、積極的に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 今回の太宰府市小規模・中小企業振興条例なんですけども、もうこれ一般的にはもう中小企業振興条例というのが普通だと思いますが、小規模というところに注目してるのが、ちょっと特色的だと思います。

そこで、まず一番最初、冒頭に、この本市の産業構造をちょっとお聞きしたいんですけども、小規模企業と中小企業、あとその他があると思いますけど、そこら辺の数とか割合、特に小規模企業に注目してますので、やっぱりそこら辺がちょっと大きいのかなという気がします。まずここからご説明をお願いします。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 現時点の市内の事業者の数というところになるかと思いますが、こちらにつきましては、令和3年に、経済センサス活動調査というのをしております。これ国が行っている調査でございますが、そちらで把握している数値になります。

本市の中小企業者の数ということ、それから、小規模企業の数という正確な数字は把握できておりませんが、福岡県におきましては約99.8%が中小企業と言われております。本市の状況見ましても、この経済センサス2,027事業者、こちらの企業ほとんどが中小企業ではないかと考えてるところでございます。

また、小規模企業の数につきましても、福岡県では、中小企業のうち83.2%が小規模企業と言われており、本市におきましても同じような割合かと想定をしております。約1,600社から1,700社、こちらが小規模企業に該当するものと思われております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 先ほどパブリックコメントを受けて、前文の前段を修正したということでしたけれども、その前段の前が前なのか全てなのか、ちょっとどの辺を具体的に修正したのかというのをお聞かせいただけますか。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 条例の4段目以降になります。「このような状況の中、本市は」という部分、こちらを具体的に示していた部分もあったんですけど、「第3期の総合戦略や施政方針の」というところ、そちらの文面に改めているところがございます。

今、取り組んでいる本市の中小企業・小規模企業への支援、こちらを具現化するためにこの条例を定めるというふうな内容で改めさせていただいているというところになります。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） その前文に関してなんですけれども、最初に理念条例であるという説明があって、私たちも理念条例としてうたわれているのを視察で行ったということがあるんですけども、私が読んだ印象ですが、この前文が、歴史的背景と状況説明の後、第3期総合戦略であるとか施政方針であるとか、時間的には限定されたものが示された上で、この条例を定めて施策を打っていくということなので、ちょっと理念条例というには、具体的に過ぎるという印象を受けたんですよね。その辺、理念条例であるとして説明したことと、具体的な今の状況の下でというのが明らかにうたわれていることとの関係を、ちょっとどのように整理しているのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） この前文につきましては、条例を制定するに至った背景というものが1番の内容にある理由になるんですが、今現在のこの背景を示すことでこの条例を制定することで、よりこれを明文化してそちらのほうに進んでいくということの、いわゆるその背景と

いいですか、そちらのほうを示させていただいてるところになります。

そういうことで、今現在の取組を具現化するということで、少し詳細に内容を記載させていただいたということになっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） この小規模・中小企業振興条例が最終日に議決されたと仮定して、その対象者がいっぱいあるわけですね。零細企業、中小企業、それから、金融機関、それから、教育機関とか、こういったところに対しての周知はどのように考えておられます。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 各関係機関の役割ということもうたわさせていただいております。

基本的には連携という形になってこようかと思うんですが、それとあと市の施策についてのご理解、当然ながら広くこちらのほうを制定したと。こういった形で進んでいくということ、市のホームページ、それから、市広報、そちらのほうで周知を図っていきなとを考えております。

○委員長（入江 寿委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） いや、それだけではちょっと弱いと思うんで、もうちょっと力の入れよう、周知方法を考えてほしいと思うんですよね。せっかくこういう振興条例つくった以上は、やっぱり地域経済の活性化が目的でしょうから、やはり企業さんに対して、こういうのができましたよという周知を徹底的にね。

ただ、今までどおりの周知方法だったら、見る、見ないがありますので、知らないとも、あ、そんなのができたのと、こういう感覚になろうかと思うんで、しっかりとその辺は徹底してほしいなと思ってます。

それから、もう1点は、第4条に市の責務がうたわれてますけれど、「小規模企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、実施するものとする」と。これ以後のアクションプランといえますか、どういう行政としては動きをしていくのか、各団体に対してですね。その辺、何か計画的なものがありましたら、お聞かせください。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 推進プラン、推進体制という形の話になろうかと思えます。こちらにつきましては、本条例の制定後に、具体的にどのような形で推進していくのか、そういうことも含めて調査研究をしてみたいと考えております。

○委員長（入江 寿委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） この条例に反対するものではないんですが、形骸化といいますかね、絵に描いた餅にならないように、しっかりとこれ活用していただければと思っておりますので、頑張ってお力をお貸ししたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今回の橋本委員のこととも少しは関係するかと思うんですけども、具体策というのが、恐らく既に幾つか念頭にあらうかと思えますし、それを打っていかないことにはしようがないだろうとは思うんですけども。全体としては、努めるものとしている中で、第4条の第3項ですけども、「小規模企業等の受注の機会の増大に努めるものとする」というのは、入札に関する規則であるとか何らかではっきりと明文化して打ち出していくとかいうようなことを考えているのかというのが一つと、あと最後に、基本理念に基づいてその基本施策というようなものが、五つでしたか挙げられてると思えますけれども、既に行っているものもあるかとは思いますが、例示といいますか、具体的にこのようなものを考えている、あるいはやってきたというようなものがあれば、最後、第12条で念頭に置いてるような具体策というのがあれば、ちょっと聞かせただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） まず、第4条第3項の部分でございますが、こちらに関しまして、市の工事の発注であったりとか、役務の調達という部分、こちらにつきましても、これを行うことで地域経済を活性化していくという目的もございます。そういったところを、今の規則等と見比べながら、そちらのほうを盛り込むのかどうかも含めて、所管課と調整を積極的にしていきたいと考えております。

また、最後の第12条の関係でございますが、今、実施している内容も含めてということでは何か考えることがあればということでございます。まず第1号の経営安定や経営革新等の継続的發展につきましては、今後実施いたしますプレミアム付商品券であったりとか、あと経営革新、事業者もさらなる発展を期待いたしましたがんばる中小企業応援補助金、こちらを交付させていただきますいております。

また、第2号の新規創業の促進につきましては、現在、女性を中心とした創業塾、こちらを支援いたしまして、それを開催をさせていただいている、また、特定創業支援であったりとか、創業支援補助金、また、昨年度、新たに取組を始めた地域課題解決のスタートアップの賃料補助金、こちらを今後充実させていきたいと考えております。

こちらについては、やはりいろいろ創業に関しては、資金もかかるということもご意見いただいておりますので、より利用しやすいような支援になるようなところを、今後も状況を確認しながら考えていきたいと考えております。

また、第3号の資金調達の円滑化につきましては、中小企業の融資資金の制度がございます。こちらにつきまして、年利1.4%で1,000万円という支援があるんですが、こちらにつきましても、金融機関、それから商工業者のご意見等も踏まえて、制度の改正等も含めて積極的に検討していきたいと。

また、この融資を受ける際に、事業者が知らなければならないような保証料、こちらにつき

ましても、市で今現在全額補助をしているところでございます。

第4号の災害緊急時の事業継続及び復興という部分に関しては、大きな部分としてはやはりコロナ禍から続くような支援であったりとか、今、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを活用して、LPガスを利用している事業者であったりとか、運送事業者、こちらに支援金を交付する。それから、セーフティーネット保証の認定を市では行っているというところが、今現在取り組んでいる部分かと思えます。

新たな部分につきましては、いろいろな課題もございます。県でやってる事業、また、新たに市で考えなきゃいけない部分、こういったのが今後出てこようかと思えます。特に、人手不足であったりとか、事業承継の問題、こういったものにつきましても、積極的に検討を重ねて、よりよい支援につながれるようなものにしていけたらなと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） この中小企業振興条例については、私たち建設経済常任委員会も、去年、商工会から非公式といいますか、意見交換会の席でちょっと提案されておまして非常に注目しております。

去年、先進地視察で先進地を見に行きまして、かなり私たち勉強してる所なんですけど、そこでちょっとびっくりしたのは、えらいスピーディーにできたなというところで、内容については、これしっかり見ていかなきゃいけないというところで臨んでるわけなんですけど、ちょっとまた改めて、もうこれ条例案ができてるんですけども、これ条例案制定の経緯をお伺いします、時系列的に。いつ、どういう形でスタートして、どういう議論があって、この案に至ったのかをご説明いただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 条例制定の経緯につきましては、国の小規模企業振興基本法が平成26年に制定されております。また、福岡県におきましても平成27年に条例が制定され、その中に各自治体の責務が規定されております。

本市におきましても、条例の制定を含めて、小規模事業者等の振興のための施策について検討しておりました折に、令和元年3月の市議会におきます振興条例の制定についての一般質問、それから、令和2年度から第2期の総合戦略、こちらのほうにも中小企業の発展と地域経済の活性化を目的とした振興策を市の基本的な姿勢を明らかにするための条例の制定を検討すると明記がなされておりました。

それから、様々な、福岡県の条例であったりとか、全国の定めてあります条例、こちらを検証、研究いたしまして、条例の構成をどうするのかというところを検討してきたという経緯がございます。

また、令和4年の9月には、商工会から小規模機企業の振興に関する条例の制定をというこ

とでの要望書が提出されたということもございました。

その前から、いろいろとどういった内容にするべきなのかということも検討を重ねながら、たたき台といいますかそちらをつくりまして、また、近隣市であるとかそういったところの条文の状況、そういったところを調査いたしまして、具体的な制定までのスケジュールという部分に関しても検討を重ねておりました。

そういう経過をたどりながら、商工事業者からのご意見等も踏まえて、今定例会に提案をさせていただいたというのが経緯になるかと思います。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら、関連して、この条例案に至るまでの検討なんですけども、この条例に関係する関係団体がいっぱいありますよね。恐らく関係団体がある程度会議体をつくって、そこで情報共有しながらこの案に至ったと思うんですけども、これ、これからのこともありますんで、その関係団体がこれ運用していくというような、僕イメージでいるんですけども、この条例をつくるに至った会議体はどういうふうになっているのか、この関係団体が全て含まれているのかを確認します。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） この条例の制定といいますか、この素案の作成に当たりましては、市内の事業者、こちらのほうからのご意見を伺いながら、市で素案をつくり、その関係団体等も含めましてどのような形で意見聴取をするのかということ、パブリックコメントで受けながら検討していくというふうなスタイルで条例の素案というのはつくってきたというのがこの経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そして、主にこの素案自体は、市が中心になったところである程度取りまとめた。その中でも、その関係団体の意見を入れたつもりであるという認識でよろしいですね。

○産業振興課長（満崎哲也） はい。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら、もう続けていいですか。

○委員長（入江 寿委員） はい、どうぞ。

○副委員長（木村彰人委員） これ、条文の中の細かい話をちょっとお聞きします。第4条、市の責務、市の責務で、施策の実施に要する財政上の措置を講ずるよう努めるというふうに、かなり財政措置を約束するような内容で、結構踏み込んだ内容で書かれております。これ自体はどういう議論があったのかお伺いします。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） こちらにつきましては、やはり将来においても小規模企業等の振興を推進していくためには、やはりある程度の市からの支援というのは不可欠であるというところで、財政上の措置を講じるということに、あくまでも努めるということで、どちらかというところと努力的な表現にちょっとさせていただいたとでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 続きます、また細かい話です。第10条第2項には、市民の役割、役割ではなく、市民の理解及び協力とあります。これ市民も一応関係団体、関係者という形で取り込んだところはすばらしいと思うんですけども、責務ではなくて、役割ではなくてこういうふうな理解及び協力を求めるところが非常に特色的だなと思うんですけども、ここに込められた意味といいますか、内容をご説明いただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 一応、この責務としての部分、市の取組ですかね。市の責務ということ。こちら、いわゆるその役割よりもちょっと重いといいますかですね。そのほかの関係団体につきましては、役割ということで努力義務的なところでの役割を示させていただいた。

市民の理解及び協力ということに関しましては、やはり、役割というよりも、どちらかというところの振興するための理解ということをしていただきながら、例えば、市がやるような施策への理解であったりとか、あとは、様々な取組に対してのご協力をいただくといったところで、少しまた役割とは違った形での理解・協力というところをお願いできればなという思いで、こちらのような表現にしているというところでございます。

○委員長（入江 寿委員） 副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最後です。先ほど、橋本委員からもご質問、ご提案がありましたが、この条例ができた後の話で、これ周知、お知らせ、そこら辺、私もちょっと心配してました。

そこで、事業者・関係団体だけではなくて、最終的には市民まで広く周知する必要があるというところで、これ一般的に行われる条例、条文の解説というものがあつたら、非常に今回も分かりやすかったと思うんですけども、これつくる予定はありますか。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） なかなか条文だけでは分かりづらいというところもあろうかと思えます。いろんな自治体で制定されてる条例とか見ましても、やはり解説があつたりとか、その辺のところをしっかりと周知を図られているというところがありますので、そういったことを参考に、そちらのほうで開示をさせていただきながら、理解をしていただけるような内容で作成していけたらなというところで、こちらにつきましても、積極的に検討していきたいなと思っております。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか、これで。

ほかにはないですね。  
これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第37号について原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第30号 市道路線の認定について

○委員長(入江 寿委員) それでは、日程第3、議案第30号「市道路線の認定について」を議題とします。

執行部の説明の後に現地調査を行います。

ここでお諮りします。

委員派遣承認要求につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 質疑は現地調査終了後に行います

それでは、執行部の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(堀 修一郎) 議案第30号「市道路線の認定について」、ご説明申し上げます。

今回、市道路線の認定をお願いする路線は、7路線です。

議案書の23ページから25ページに、路線の一覧と位置図等の資料を添付させていただいておりますのでご覧ください。

路線名は、1番から順番に小正府1号線、小正府2号線、小正府3号線、小正府4号線、小正府5号線、小正府歩道1号線、小正府歩道2号線です。

場所は坂本3丁目で、水城小学校の北側になります。

開発により帰属を受けた道路です。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○委員長（入江 寿委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号「市道路線の認定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 先ほど、現場のほうで交差点部分の舗装の色を、開発協議の中で業者に指示をしたという形で書いてらっしゃったんで、非常にすごいなと思いました。その関係で、協議の中で変わったこととして、これもちょっと伺いましたけども、開発区域が非常に広いので、それから出る雨水・排水ですよ、それが具体的に言うと、坂本の交差点付近に流れていく。そこで、側溝も業者に協議の上で改良・改善していただいたという話を伺いましたので、そこら辺ちょっと詳しくお伺いしたいんですけど。

○委員長（入江 寿委員） 建設課長。

○建設課長（堀 修一郎） 側溝の改修につきましては、坂本の信号機の交差点、あの付近から今回開発した団地に向かって、側溝をちょっと大きいものにやり変えてるということで、そういう改修をしております。

○委員長（入江 寿委員） 副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） その効果なんですけど、もう既に結構雨が降ってますよね。そこら辺で、現場を確認されたと聞きましたけども、問題なかったでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 建設課長。

○建設課長（堀 修一郎） 昨日の雨のときも、現場確認に行きまして、特段大きい問題は起きていません。

以上になります。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(入江 寿委員) 全員挙手です。

よって、議案第30号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前11時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(入江 寿委員) 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(入江 寿委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(入江 寿委員) これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年8月14日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿